

鳥取県告示第 982 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字川上字上草早246の3、246の7、246の8、246の13、字下草早249の1、250から252まで、253の1、253の3から253の5まで、254から256まで、257の1、257の2、字焼尾258の2、258の4、字四ノ畑谷299の2、字寺所307の1、字堀切レ310の1、310の5、字滑谷314の1、314の3、字大連レ319の1、319の9、字上大鮎321（次の図に示す部分に限る。）、字大鮎323の1、323の5、323の7、323の9、323の11、字高鳥尾337の1、字口無シ谷344の1、字駄床394の1、394の7、字高辻畑395の1、395の2、字小賀ノ谷404の1、404の2、字細工谷532、字吹揚ヶ谷536

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）